

専決処分の報告について
(大名市営住宅における昇降機急停止事故 (入居者))

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 9 日

那覇市長 知 念 覚

- 1 事 件 名 大名市営住宅における昇降機急停止事故(入居者)

- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 住所 那覇市首里大名町 3 丁目 20 番地
大名市営住宅
氏名
賠償額 9,120 円